

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務

担当課：税務課

番号	ア	事務名	県税（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）の賦課徴収及び犯則事案に関する事務
事務の根拠法令		<p>＜納税義務者、滞納者等、還付金受領者の住所等確認＞                      地方税法第13条（納税の告知）、第17条（過誤納金の還付）                      納税義務者及び滞納者への督促等の規定は税目ごとに規定                      （自動車税の場合：第145条、第151条、第165条、第167条）                      ＜課税免除対象の身体障害者等の現況確認＞                      鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第137条第1項第4号                      ＜犯則事件の犯則疑者又は参考人の住所確認＞                      地方税法第97条、第144条の54                      国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第1条</p>	
事務の内容	別紙記載	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】                      ＜納税義務者、滞納者等、還付金受領者の住所等確認＞                      ・納税義務者の住所                      ・滞納者及びその関係者（債権者、債務者、家族等）の住所、生年月日                      ・過誤納金の還付金受領者の住所                      ＜課税免除対象の身体障害者等の現況確認＞                      ・課税免除の対象となっている身体障害者等又は生計同一者の住所、生存の事実                      ＜犯則疑者又は参考人の住所確認＞                      ・犯則疑者又は参考人の住所</p> <p>【住民票の写しが必要な理由】                      ＜納税義務者、滞納者等、還付金受領者の住所確認＞                      ・適正な納税告知を行うため。                      ・早期に適正な滞納整理（滞納処分）を行うため。                      ・過誤納金の還付を確実にを行うため。                      ＜課税免除対象身体障害者等の現況確認＞                      ・課税免除の要件に合致しているかどうかを確認するため。                      ＜犯則疑者又は参考人の住所確認＞                      ・犯則疑者又は参考人の捕捉のため。</p>	
事務を取り扱う課所	各総合事務所県税局	<p>-----                      （年間取扱件数： 13,000件）</p>	

本人確認情報を利用することによるメリット	別紙記載
その他	

# 住基ネットにおける本人確認情報の税務事務での利用について

平成21年4月24日  
税 務 課

## 1 利用を予定している事務

- ① 自動車税、個人事業税及び不動産取得税に係る納税義務者の住所確認（納税通知書返戻分の再送付先の確認）[別紙1]
- ② 県税その他徴収金（各種加算金、延滞金、滞納処分費）の徴収に係る滞納者等の住所等の確認（督促状等返戻分の再送付先等の確認）[別紙2]
- ③ 県税に係る還付金の受領者の住所確認（過誤納金還付（充当）通知書返戻分の再送付先の確認）[別紙3]
- ④ 身体障害者等に対する自動車税の課税免除を受けている者の住所や生存の確認 [別紙4]
- ⑤ ゴルフ場利用税、軽油引取税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の住所等の確認

【参考】根拠規定（地方税法（昭和25年法律第226号））

（官公署等への協力要請）

第20条の11 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

## 2 住基ネットの本人確認情報の利用について

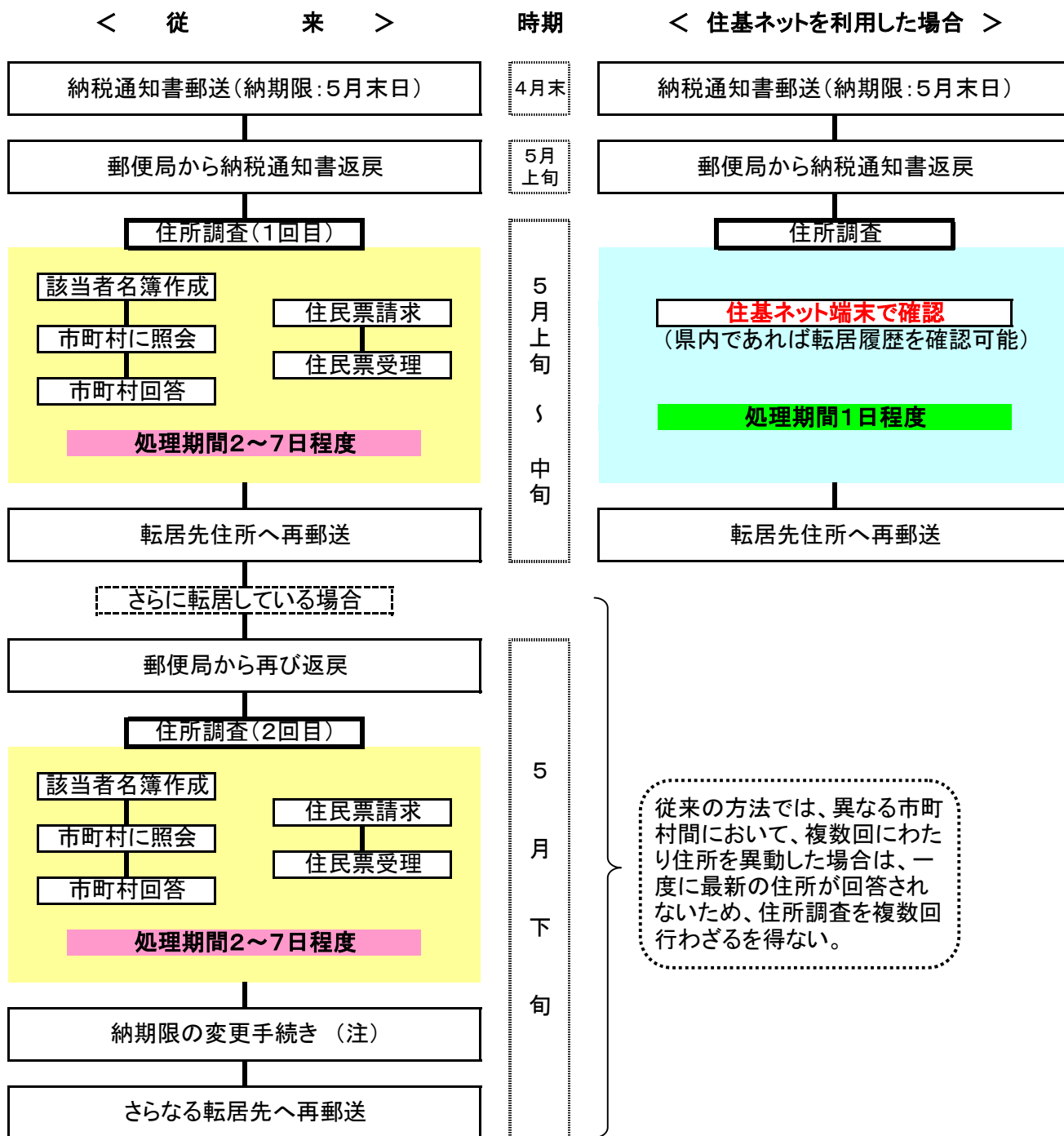
地方税に関する調査については、地方税法の規定に基づいて対象者の住民票の写しの取得をすでに行っており、新たな個人情報の取得とはならず、また、住基ネットの本人確認情報を利用することにより業務の合理化に大きな効果が見込まれる。

### 【利用のメリット】

- ・住民票の写しを発行する市町村職員の負担軽減
- ・照会のための郵送、出張等のコストを削減
- ・直ちに情報が入手できることで早期の納税告知が可能 など

# 住基ネットを利用した納税通知書の返戻処理

— 自動車税の場合 —



(注) 納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに納税者に交付しなければならないので、それまでに届けることができない場合には、納期限を変更した納税通知書を改めて作成して再送付している。

## 住基ネット利用のメリット

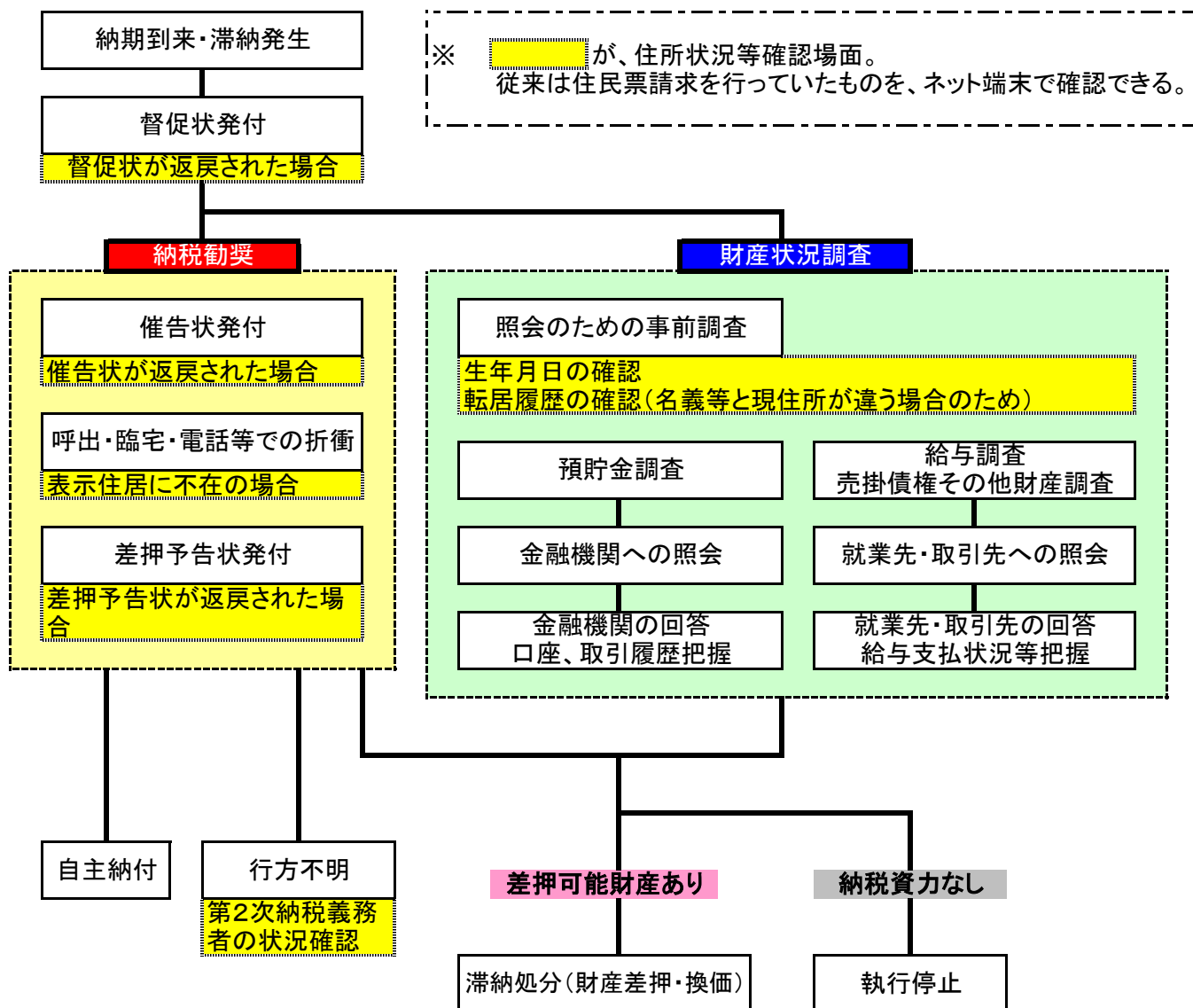
- ① 住所調査期間の短縮によって、早期に納税告知ができ、納税の準備期間を確保できる。
- ② 市町村への照会等を大幅に減らし、対応する市町村職員の負担を軽減できる。
- ③ 照会業務のための郵送、出張等のコストが削減できる。

自動車税定期課税における返戻件数	約 <u>2,200 件</u>	( 東部 900 中部 300 西部 1,000 )
うち納期限の変更を行う件数	約 <u>900 件</u>	( 東部 300 中部 100 西部 500 )
他税目の課税における返戻件数	約 <u>500 件</u>	( 東部 200 中部 100 西部 200 )

## 滞納整理業務における住基ネットの利用

1 年間調査件数 約 5,800件 自動車税 ( 東部 1,000 中部 300 西部 1,000 )  
 他税目 ( 東部 2,000 中部 300 西部 1,200 )

### 2 滞納整理の流れと住所状況等の確認場面

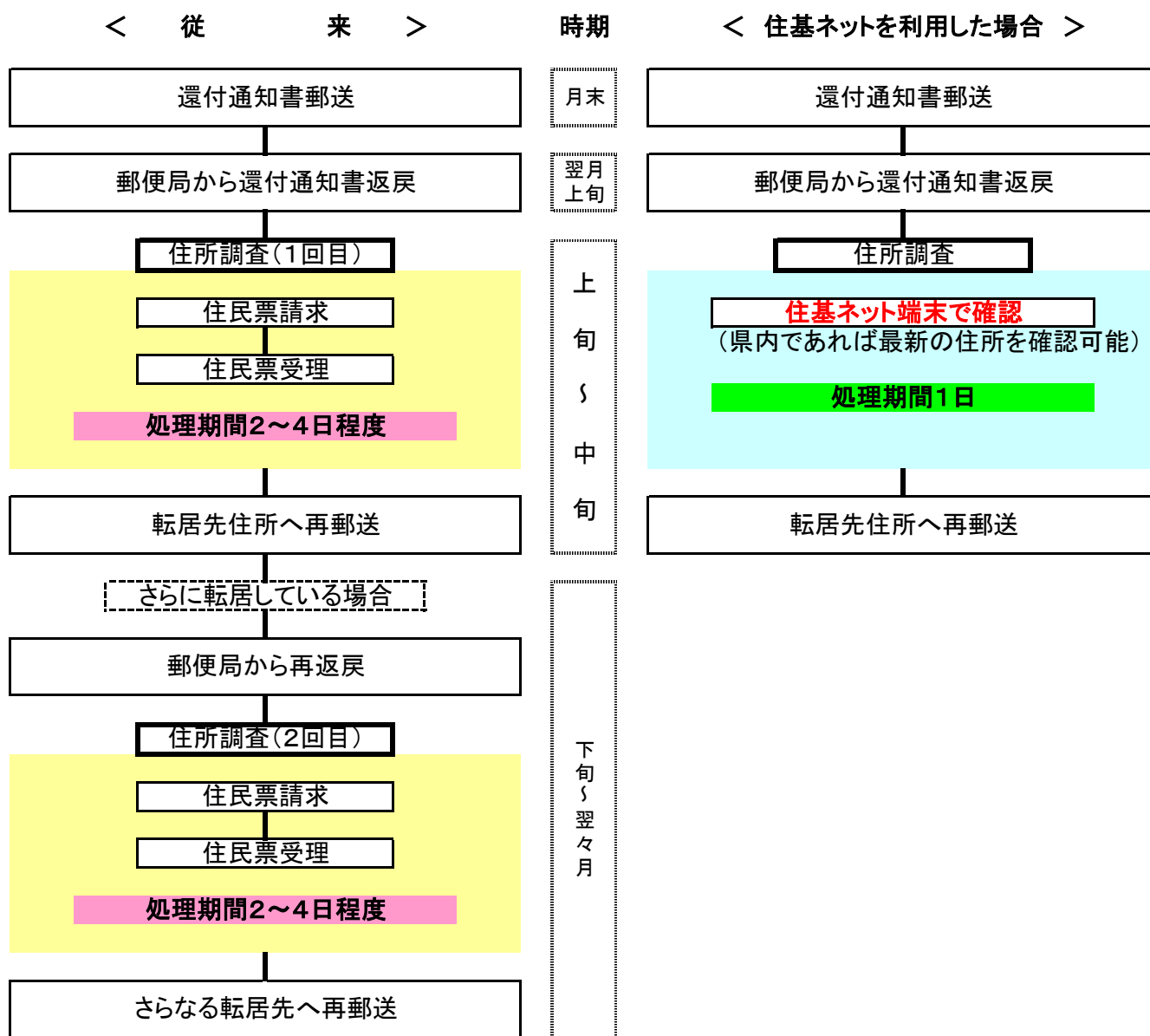


### 3 住基ネット利用のメリット

- ① 市町村窓口の負担軽減。
- ② 滞納整理に係る準備の軽減を行うことで、早期の納税勧奨が実施でき、延滞金の低減に寄与。
- ③ 滞納処分の早期着手により、税の公平性を確保。

## 住基ネットを利用した過誤納金還付通知書の返戻処理

－ 該当者が県内の転居の場合 －



### 住基ネット利用のメリット

- ① 住所調査期間の短縮によって、受取人が早期に還付金を受領することができる。
- ② 市町村への照会等を大幅に減らし、対応する市町村職員の負担を軽減できる。
- ③ 照会業務のための郵送、出張等のコストが削減できる。

還付における返戻件数 約 500 件 ( 東部 200 中部 100 西部 200 )

### 還付が発生する場合

- ・ 自動車を年度途中で抹消登録する場合(自動車税)
- ・ すでに納付している税金について、減額・課税免除等に該当することとなった場合(各税目)
- ・ 税額を減額更正する場合(主に法人関係税)
- ・ 誤って、本来納付すべき税額を超えて納付した場合(各税目)

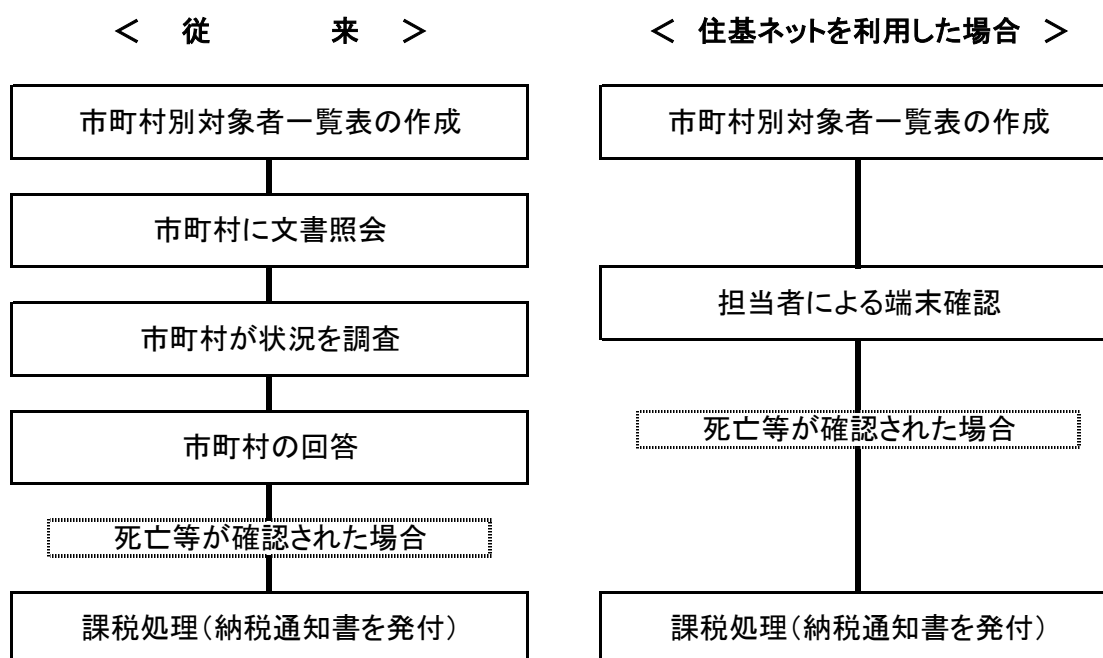
# 自動車税の課税免除の対象者である身体障害者等の調査業務

## 1 業務の趣旨

身体障害者等に対する自動車税の課税免除の認定にあたっては、身体障害者等本人が死亡した場合には、免除要件に非該当となり、死亡月の翌月から課税扱いとする必要があるため、毎年度現況確認を行っている。

2 調査対象者数 約4,100名 ( 東部 1,500 中部 800 西部 1,800 )

## 3 業務の流れ



## 4 住基ネット利用のメリット

各県税局が行う照会に対して、住基ネットの本人確認情報を基に回答している市町村の負担軽減を図ることができる。

## 関係法令（抜粋）

## （１）住民票の写しを市町村から取得している事務

## ① 自動車税、個人事業税及び不動産取得税に係る納税義務者の住所確認（納税通知書返戻分の再送付先の確認）

【地方税法（昭和25年法律第226号。以下同じ。）】

（納付又は納入の告知）

第13条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

（自動車税の納税義務者等）

第145条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。）に対し、主たる定置場所在の道府県において、その所有者に課する。

（自動車税の徴収の方法）

第151条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 自動車税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

（事業税の納税義務者等）

第72条の2 略

2 略

3 個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する。

（個人の事業税の徴収の方法）

第72条の49の14 個人の行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

（個人の事業税の徴収の手続）

第72条の52 個人の行う事業に対する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

（不動産取得税の納税義務者等）

第73条の2 不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

（不動産取得税の徴収の方法）

第73条の17 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その



納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

② 県税その他徴収金（各種加算金、延滞金、滞納処分費）の徴収に係る滞納者等の住所等の確認  
（督促状等返戻分の再送付先等の確認）

【地方税法】 ※ 督促、滞納処分に係る条文は税目ごとに規定されている。

（自動車税に係る督促）

第165条 納税者が納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

（自動車税に係る滞納処分）

第167条 自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

③ 県税に係る還付金の受領者の住所確認（過誤納金還付（充当）通知書返戻分の再送付先の確認）

【地方税法】

（過誤納金の還付）

第17条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

④ 身体障害者等に対する自動車税の課税免除を受けている者の住所や生存の確認

【鳥取県税条例（平成13年条例第10号。以下同じ。）】

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車に次掲げるもの（1台に限る。）

⑤ ゴルフ場利用税、軽油引取税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の住所等の確認

【地方税法】

（ゴルフ場利用税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第97条 ゴルフ場利用税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第19条ノ2及び第22条の規定を除く。）を準用する。

(軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第144条の54 軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第19条ノ2及び第22条の規定を除く。)を準用する。

【国税犯則取締法(明治33年法律第67号)】

第1条 収税官吏ハ国税(関税及噸税ヲ除ク以下同シ)ニ関スル犯則事件(以下犯則事件ト称ス)ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

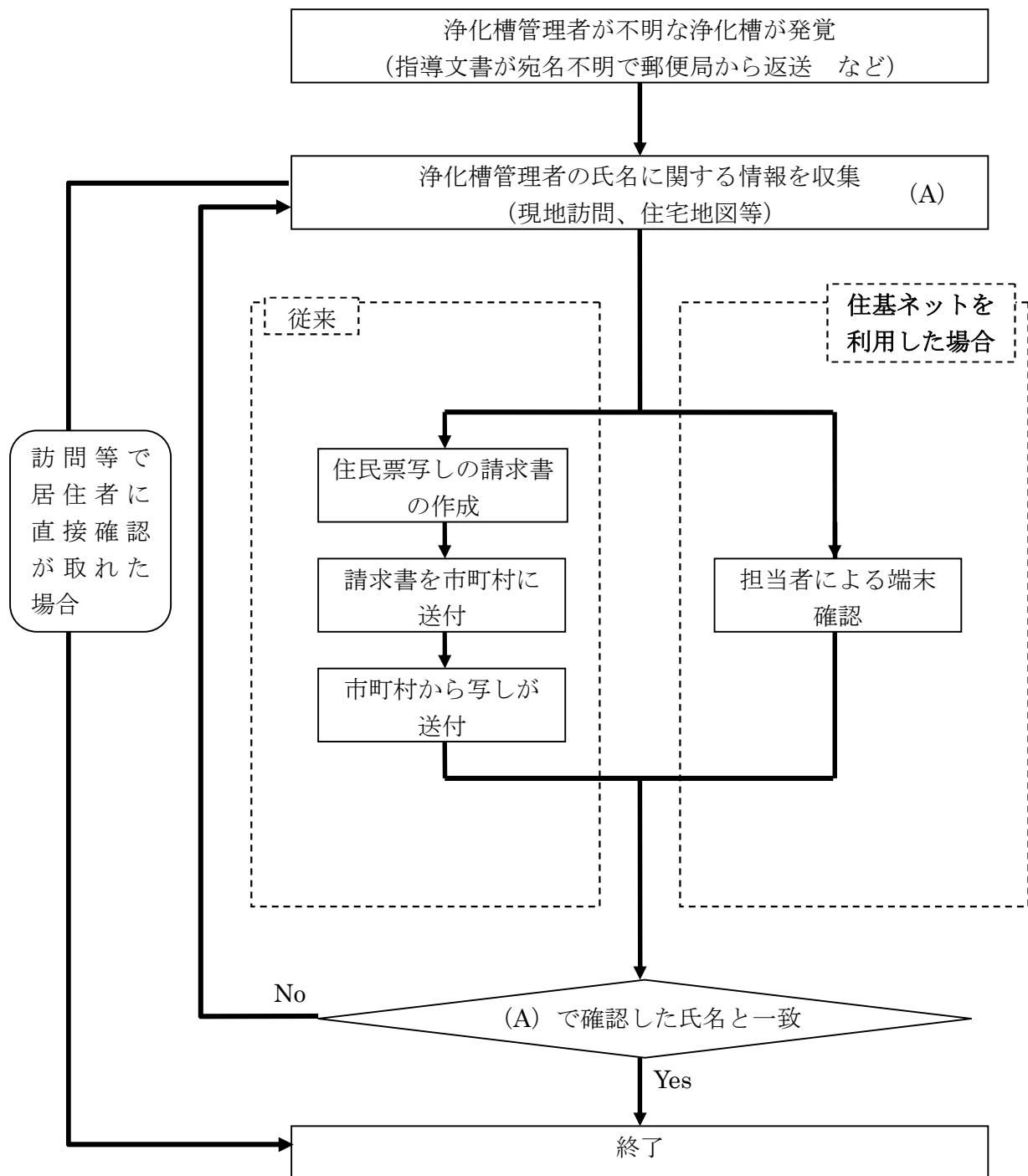
2 収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務

担当課：水・大気環境課

番号	イ	事務名	浄化槽管理者への指導に関する事務
事務の根拠法令			浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条の2、第12条及び第12条の2
事務の内容			<p>浄化槽管理者（※）には、浄化槽の機能維持のため、保守点検及び清掃の実施並びに法定検査を受けることが義務付けられており、浄化槽管理者がこの義務を怠っていることが調査等で確認された場合、都道府県知事は浄化槽管理者に対し指導、勧告、命令等を行うこととされている。この指導等を適正に行うため、都道府県知事は浄化槽の場所、浄化槽管理者の氏名等を記載した浄化槽台帳を作成している（平成19年度末現在34,985基）。</p> <p>この浄化槽台帳は、浄化槽設置届や浄化槽管理者変更報告書等により適宜追加更新されるが、これらの手続きが適正に行われていない場合は指導の対象となる浄化槽管理者が不明なため、これを特定するための調査が必要となる。</p> <p>戸建住宅の場合はその居住者が浄化槽管理者となるため、訪問等によるほか、住宅地図等で調査した居住者の氏名と住所を住民票と突合させることによりこの調査を行っている。</p> <p>※当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの。 住居の浄化槽管理者は、当該住居に居住する住民。</p> <p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】 浄化槽が設置された住居に居住する者の氏名</p> <p>【住民票の写しが必要な理由】 住居に設置された浄化槽の管理者は、当該住居の居住者であり、この居住者を特定するためには住民票の写しが必要。</p>
事務を取り扱う課所			<p>各総合事務所生活環境局</p> <p>----- (年間取扱件数：約1,000件)</p>
本人確認情報を利用することによるメリット			<p>件数が多いため多くの手間を要していた住民票写しの請求手続きが、不要となる。</p> <p>また、住民票の写しの請求に2～7日間を要していたものが、本人確認情報の利用により即日に判明する。</p>
その他			

## 浄化槽管理者の特定調査業務フロー図（戸建住宅の場合）



## ○浄化槽法（昭和58年法律第43号）（抄）

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

### 2 略

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（浄化槽管理者の義務）

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

### 2及び3 略

第十条の二 略

### 2 略

3 浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

(廃止の届出)

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十二条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 略

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条（第八号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十八条 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務

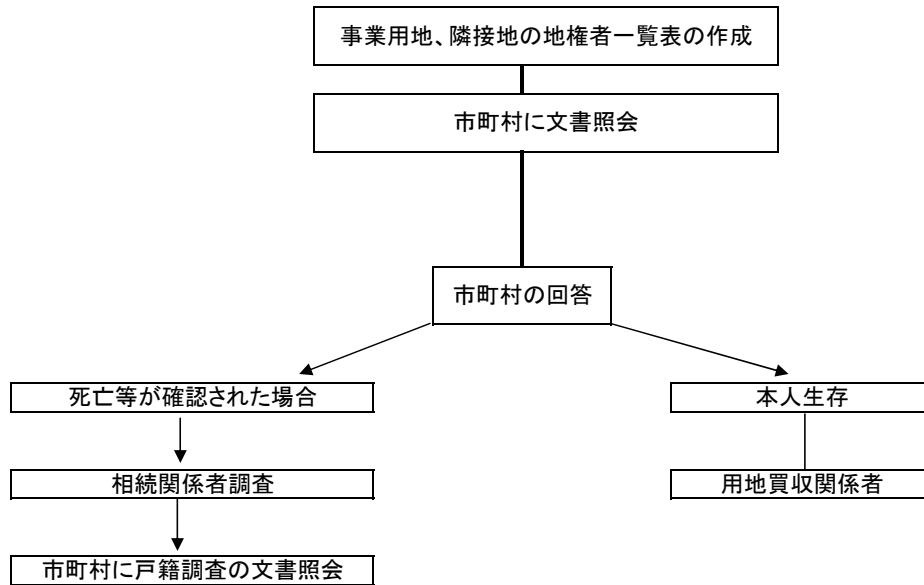
担当課：県土総務課

番号	ウ	事務名	用地取得に関する事務
事務の関係法令		土地収用法（昭和26年法律第219号） 第3条第1号・・・道路法 第2号・・・河川法 第3号・・・砂防法 第3号の2・・・地すべり等防止法 第3号の3・・・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 第5号・・・土地改良法（土地改良事業（農用地の造成等を除く）） 都市計画法（昭和43年法律第100号） 第69条・・・都市計画事業（土地収用法を準用）	
事務の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地収用法第3条に規定される事業について、任意による用地買収を行うにあたり、契約相手人となる土地の登記名義人（相続関係者）を特定し、土地買収交渉を行う。</li> <li>・土地買収予定地を含めた土地の境界確定を行うにあたり、買収予定地の隣接地の登記名義人（または相続関係人）の確認が必要なので出席を依頼する。</li> </ul> 【住民票の写しにより確認が必要な事項】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記名義人の生存の有無についての確認。                          ※登記名義人が生存していない場合、相続が発生しているとして、関係人の調査が必要となってくる。関係人の調査にあたっては、登記名義人の本籍地を調査する。</li> <li>・登記名義人の現住所の確認。</li> </ul> 【住民票の写しが必要な理由】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の境界確定を行うにあたっては、土地所有者の出席が必要。</li> <li>・事業用地の売買契約を行うには、土地登記名義人（相続関係者）の承諾が必要。</li> <li>・県へ所有権移転を行う場合に、登記簿謄本の住所と現住所との確認が必要。</li> </ul>	
事務を取り扱う課所		各県土整備局、港湾事務所、空港管理事務所	(年間取扱件数：2500件)
本人確認情報を利用することによるメリット		住民票の写しの交付について、通常早くて3～7日、繁忙期にはさらに日数を要していたものが、即日に判明する。また、事業開始時においては、一度に相当数の交付申請を出し、回答までに日数を要する場合についても、即日に判明する。	
その他			

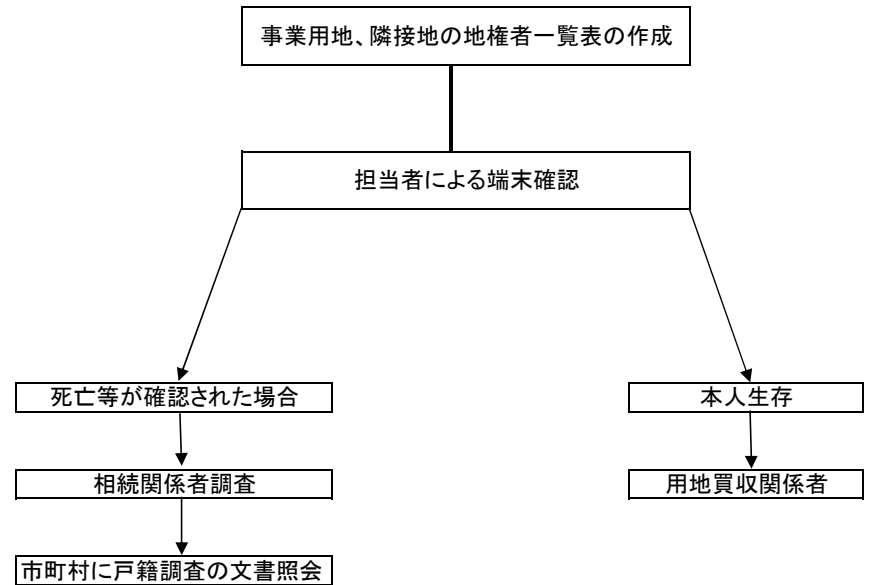


# 公共用地の取得に伴う地権者調査業務

## < 従 来 >



## < 住基ネットを利用した場合 >



## ○土地収用法（昭和26年法律第219号）（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
- 三の三 都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設
- 四 （略）
- 五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

## ○都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（都市計画事業のための土地等の収用又は使用）

第六十九条 都市計画事業については、これを土地収用法第三条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務

担当課：監査委員事務局 監査第三課

番号	エ	事務名	住民監査請求に関する事務
事務の根拠法令		地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項	
事務の内容	<p>住民監査請求は、県民の方が、知事執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。</p> <p>この住民監査請求をできる者は、地方自治法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民」とされており、請求があったときは住民であるかどうかの確認を行う必要があります。</p>		
	<p><b>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</b> 鳥取県の住民かどうかの判断</p>		
	<p><b>【住民票の写しが必要な理由】</b> 住民監査請求は住民であれば個人、法人を問わず、住民監査請求ができます。請求した者が個人の場合、原則としてまず「住民基本台帳の記載」、つまり住民票の有無により住民かどうかを判断します。</p>		
事務を取り扱う課所	<p>監査委員事務局 監査第三課</p> <p>(年間取扱件数：未定 (H20年度の実績1件))</p>		
本人確認情報を利用することによるメリット	<p>関係市町村へ住民票の写しを請求する事務手続きが不要となり、迅速な事務処理が期待できます。</p>		
その他			

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。